

尼崎市立大庄北中学校 生徒会規約

第1章 総則

- 第1条 この会は、尼崎市立大庄北中学校生徒会と称する。
- 第2条 この会は、尼崎市立大庄北中学校の生徒を会員とする。
- 第3条 この会は会員相互の自治活動を通して、明るく楽しい学校をつくることを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的を達するために次の機関を置く。
生徒会執行部、生徒総会、専門委員会、学級生徒会、選挙管理委員会

第2章 生徒会本部

- 第5条 生徒会執行部は会長1名（正副委員長会の長を兼ねる）、副会長1名、書記1名、専門委員長5名（文化、環境、体育、図書、放送）で構成される。
ただし、副会長と書記は1年生が立候補するものとする。
- 第6条 執行委員は毎年12月、全会員の無記名投票によって選び、任期1年とする。
ただし、その年の3年生は立候補できない。
- 第7条 会長は生徒会を代表し、執行委員を率いて生徒会の仕事を統括する。
副会長は会長を助け、会長に事故のある時はこれにかわる。
専門委員長は各専門委員会を担当し、計画の実行と具体的な活動を行う。
- 第8条 執行委員に欠員が生じた場合は補欠選挙を行う。補欠の執行委員の任期は前任者の残りの期間とする。
- 第9条 その執行委員の選挙は別に定める選挙規定による。

第3章 生徒総会

- 第10条 生徒総会は生徒会最高の議決機関である。
- 第11条 生徒総会は全会員の2／3以上の出席によって成立し、出席会員の半数の賛成で議決する。
- 第12条 総会でとりあげる議題は次のことからである。
1. 規約の改正
 2. 予算・決算の承認
 3. その他この会に関する重要事項

第4章 学級生徒会

- 第13条 学級生徒会は学級ごとにつくり、学級全員が会員となる。
- 第14条 学級生徒会は毎学期はじめ次の委員を選ぶ。委員長、副委員長各1名、文化、環境、体育、図書、放送各2名。
- 第15条 学級生徒会の費用は学級費でまかなう。

第5章 正副委員長会

第16条 正副委員会は各行事において生徒の中心となり、各学級の活動を活発にする。

第6章 専門委員会

第17条 専門委員会は学級生徒会の各委員により、各部門別に次の委員会を構成する。

文化委員会、環境委員会、体育委員会、図書委員会、放送委員会。

第18条 各専門委員長の任期は1月より12月までの1カ年とする。ただし、委員長以外は1学期間とする。

第19条 各委員会は次の任務をもつ。

1. 文化委員会は、文化行事を企画し、校内の文化活動推進に努める。
2. 環境委員会は、校内の安全確認や生徒の健康維持・衛生管理のための点検や報告を行う。
3. 体育委員会は、体育行事を企画し、体力向上と仲間づくりの推進に努める。
4. 図書委員会は、読書活動推進に努め、図書室の貸し出し管理や運営をする。
5. 放送委員会は、視聴覚機器を管理し、校内放送や学校行事の運営を行う。

第7章 生徒会執行部選挙規定

1. 大庄北中学校生徒会の会員は、執行委員に立候補することができる。
2. 候補者は、立候補届を選挙管理委員会に提出した後、定められた期間内に選挙活動を行うことができる。
3. 候補者は、学校内においてのみ選挙活動を行うことができる。選挙活動とは候補者名を書いたポスターを掲示すること、及び多数の前で意見を表明すること等である。
4. 選挙は、会員の無記名投票によって行う。

第8章 選挙管理委員会

第20条 選挙管理委員会は各学級1名ずつの選挙管理委員によって組織する。

各委員は生徒会執行委員に立候補できない。

第21条 選挙管理委員会は生徒会本部役員選挙に関して、次のことを行う。

1. 選挙を行うことの告示
2. 立候補者の受付及び公示
3. 立候補資格の確認
4. 選挙事務補助員の指名
5. 当選者の確認と公表
6. その他の選挙事務

第9章 会計

第22条 この会の会員経費は納入する会費でまかなう。

第23条 予算は生徒会本部で原案を作り、決算とともに生徒総会に報告して承認を受けなければならない。

第24条 会計年度は、生徒総会当日より始まり、翌年の生徒総会前日までとする。

第10章 補則

第25条 この規約の改正は生徒総会において、出席者の2／3以上の賛成が必要である。

第26条 この会の運営上必要があれば、別に細則を定めることができる。

第27条 生徒会の目的を達成するために、会の運営にあたっては先生の助言を受け、議案及び議決事項、並びにその施行には必ず職員会の了承を得なければならない。

第11章 慶弔規定

第28条 生徒会の慶弔規定は次のようにする。

1. 生徒会員の死亡 10,000 円と供花
2. 生徒会員の保護者、兄弟・姉妹の死亡 5,000 円
3. その他、その都度協議する。

参考＜忌引きに関する取扱い＞

1. 生徒の親戚者に不幸のあった場合、2. の範囲内で忌引きの取り扱いをし、その日数は欠席にせず、出席すべき日数の減とする。
2.

ア. 父母	7 日
イ. 祖父母・兄弟姉妹	5 日
ウ. 伯叔父母	3 日
エ. 曾祖父母	1 日